

大阪府監査委員告示第23号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年7月7日

大阪府監査委員	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明

（通知文）

財第1550号
平成20年6月18日

大阪府監査委員	京極	俊明
同	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫

大阪府知事 橋下 徹

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<外部委託の拡大について>

1 監査対象機関

土木部

2 委員意見

公園事務所においては、組織が再編・統合され、「日常的な管理業務」を公園協会へ委託している。平成14年度・15年度は移行期で経過措置を勘案した人員配置になっているが、コスト削減効果を高めるため、現在の人員配置を早急に見直し、更なる管理委託による削減効果を実

現されたい。

また、土木部の港湾・道路・河川等の工事監督補助業務などにもアウトソーシングが可能と思われるものもあることから、業務内容を再点検し、可能なものから外部委託の拡大を検討されたい。(平成15年度)

3 措置の状況

(工事監督補助業務などの外部委託の検討)

業務の再点検やアウトソーシングの可能性について、業務の実態に即した検討を行うため、平成16年度に各出先機関において主体的な検討、議論を行い、出された意見の集約を行いました。

平成17年度には、それらの意見を踏まえ、本庁各室課と各事務所の代表者からなるワーキンググループを置き、アウトソーシング、工事竣工書類の簡素化など業務の効率化について検討を行ってきました。

その結果、日常的な施工管理や単純工種の積算業務については外注が可能であるとの一定の方向性を見出しました。

そこで、これらの業務の外注化によるコスト削減効果等について、国や府の一部で行っている外部委託の状況等に基づいて検討を行いました。コスト削減効果を見極め難いことから、現時点での外部委託の拡大は困難であるとの結論に至りました。

業務のアウトソーシングについては、今後とも、国の動向も注視しながら、引き続き、長期的な課題として検討していきます。

<工事請負契約における変更契約について>

1 監査対象機関

都市整備部(事業管理室)、7土木事務所、4流域下水道事務所、西大阪治水事務所、寝屋川水系改修工営所、安威川ダム建設事務所

2 委員意見

都市整備部出先機関における工事請負契約の変更契約について調査したところ、当初契約において十分に事前の計画・調査を行っていれば変更契約を行わずに済んだものや、変更契約ではなく別途契約を締結すべきであったものが認められた。また、変更契約が必要であるにもかかわらず協議書で対応していたものなど、事務処理面での不備が認められた。これらについては、今後このようなことが生じないよう、適正な事務処理を徹底されたい。

また、変更契約は安易な取扱いを行えば不適正な事務を発生させるおそれがあるため、決裁文書中の理由記載を適切に行うとともに、ガイドライン等の策定、多様なチェック体制の構築など幅広く対応を検討されたい。(平成19年度)

3 措置の状況

(適正な事務処理の徹底について)

変更契約の不適切な事案を踏まえ、部内での意識向上を図るため、平成20年1月31日付け都市整備部長名の「請負契約変更にかかる適正な事務執行について」の通知を行うと同時に、部長から所属長に対してコンプライアンス意識の徹底等について訓示しました。

また、事務処理面においても「都市整備部請負契約変更事務処理要領」及び「同取扱い」を同年3月26日付けで改訂・通知し、所長会議・技術次長会議・各課長会議において同処理要領、「大阪府請負契約変更事務処理要綱」等について周知を図るとともに、出先機関ごとに実務担当者であるグループ長を対象に説明会を行いました。